

# 公益社団法人日本地震工学会 表彰規程

2013年3月29日制定  
2014年4月18日改定  
2015年11月10日改定  
2016年4月19日改定  
2016年8月9日改定  
2024年6月28日改定

## (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条第1項第7号に規定する業績の表彰について定める。

## (賞の構成)

第2条 業績の表彰は、次に掲げる各賞により構成される。

### 功績部門

1. 功績賞
2. 功労賞

### 論文部門

1. 論文賞及び論文奨励賞

### 特別部門

1. 大崎順彦賞

### 一般部門

1. 優秀発表賞

## (委員会設置および選考表彰方法)

第3条 業績の表彰の募集および選考にかかる業務を行うため、各賞に応じて選考委員会を設置する。選考委員会の構成、運営、その他については、別に細則で定める。

- 2 功績部門ならびに論文部門においては、受賞者の選考は選考委員会の審議により表彰業績候補を決定し、表彰委員会で審議した後に、理事会に報告を行い理事会が決定する。
- 3 一般部門においては、選考委員会の審議により受賞候補を選考し、会長の承認を経て決定するものとし、選考結果を理事会に報告する。
- 4 特別部門においては、受賞候補を募集し、受賞者の選考は選考委員会の審議により表彰業績候補を決定し、表彰委員会で審議した後に、理事会に報告を行い

理事会が決定する。

(功績賞)

第4条 功績賞は、地震工学および地震防災研究の進歩・発展に顕著な功績があると認められた個人または団体に授与する。

(功労賞)

第5条 功労賞は、地震工学および地震防災軽減における活動、運営、発展に貢献したと認められた個人に授与する。

(論文賞および論文奨励賞)

第6条 論文賞は、原則として、表彰年の前年の10月31日から2年前までの期間に日本地震工学会論文集に地震工学および地震防災に関する論文を発表し、独創的な業績を上げ、これが地震工学および地震防災における学術・技術の進歩・発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文の著者である個人に授与する。ただし、候補論文は単一の論文とする。

2 論文奨励賞は、原則として、表彰年の前年の10月31日から2年前までの期間に日本地震工学会論文集に地震工学および地震防災に関する論文を発表し、優れた研究により地震工学および地震防災の分野で顕著な業績をあげたと認められた若手研究者で、受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で満35歳以下の個人に授与する。ただし、候補論文は候補者が筆頭著者の単一の論文を原則とする。

(大崎順彦賞)

第7条 大崎順彦賞は、地震工学に主軸を置き、個々の狭い分野に捉われることなく、地震工学に新しい視点や考え方を取り入れたり、周辺領域の研究成果をうまく取り込んで課題解決を行ったりして、挑戦的で地震工学の裾野を広げるような研究開発を継続的に実施し、優れた成果を上げた若手の研究者・開発者で受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で満45歳以下の個人に授与する（詳細な対象者の条件は大崎順彦賞細則に定める）。

(優秀発表賞)

第8条 優秀発表賞は、大会に論文を著者として投稿、発表し、優れた発表を行った若手研究者で、開催年度末時点で満35歳以下の個人に授与する。

(委員会構成)

第9条 表彰委員会は、会長、副会長から構成する。

- 2 次期会長が理事会に参加している年度の場合には、次期会長も前号に示す表彰委員会の構成員となる。

(委員と関係の深い者や組織の業績が候補となった場合)

第10条 委員と関係の深い者（組織を含む）の業績が候補となったときは、当該委員の職務は停止しないが、審査に先立ってその事実を各賞選考委員長に報告し、当該委員会においてその必要性を認めた場合は当該業績の審査については一切関与しない。

「関係の深い者」とは、親族・師弟・共著者、または同一組織等に属し命令・従属または協力等の関係が認められる者を指す。

「一切関与しない」とは、当該業績の評価・票決・講評等に参加しないことを指す。

(規程の変更)

第11条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この規程の変更は2024年6月28日から施行する。